

令和7年第2回定例会

青森地域広域事務組合議会 会 議 録

青森地域広域事務組合議会

令和7年第2回定例会

青森地域広域事務組合議会会議録

令和7年9月30日（火曜日）

○議事日程第1号

令和7年9月30日（火曜日）午後2時開議

- | | | |
|-----|-----------------------|--|
| 第1 | 諸般の報告 | |
| 第2 | 会議録署名議員の指名 | |
| 第3 | 会期の決定 | |
| 第4 | 議案第7号 | 令和7年度青森地域広域事務組合一般会計補正予算（第1号） |
| 第5 | 議案第8号 | 決算の認定について（令和6年度度青森地域広域事務組合一般会計歳入歳出決算） |
| 第6 | 議案第9号 | 青森地域広域事務組合職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第7 | 議案第10号 | 監査委員の選任について |
| 第8 | 一般質問 | |
| 第9 | 議会運営委員会の所管事務の継続審査について | |
| 第10 | 報告第6号 | 専決処分の報告について |
| 第11 | 青広監報告第3号 | 例月出納検査報告について |

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（17名）

1番	内海 伸	議員	10番	中嶋 惠	議員
2番	亀田 弘徳	議員	11番	柿崎 孝治	議員
3番	小熊 ひと美	議員	12番	天内 慎也	議員
4番	山田 千里	議員	13番	川崎 憲二	議員
5番	安藤 英博	議員	14番	乳井 厳公	議員
6番	柳谷 隆男	議員	15番	木下 靖	議員
7番	工藤 夕介	議員	16番	木戸 喜美男	議員
8番	万徳 なお子	議員	17番	小豆畑 緑	議員
9番	綿谷 敏明	議員			

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

管 理 者	西 秀 記 君	参 与	稻 葉 正 明 君 (蓬田村総務課長)
副 管 理 者	山 崎 結 子 君	庶 務 課 長	鈴 木 建 君
副 管 理 者	阿 部 義 治 君	予 防 課 長	葛 西 幸 彦 君
副 管 理 者	久 慈 修 一 君	警 防 課 長	阿 部 康 成 君
監 査 委 員	鹿 内 勲 君	会 計 管 理 者	齋 藤 賢 剛 君
事 務 局 長	中 村 敦 君	副 会 計 管 理 者	高 野 光 広 君
消 防 長	村 上 靖 君	監 査 委 員 書 記	遠 嶋 祥 剛 君
消 防 次 長	佐々木 和 人 君	監 査 委 員 書 記	福 士 保 君
総 務 課 長	太 田 しのぶ 君		
参 与	中 村 健 君 (青森市企画部連携推進課長)		
参 与	塩 越 信 子 君 (平内町企画政策課長)		
参 与	登 坂 光 春 君 (外ヶ浜町参事総務課長)		
参 与	太 田 和 泉 君 (今別町参事総務企画課長)		

○事務局出席職員氏名

書記長 丸山丈二

書記 菅原明人

書記 佐藤直樹

書記 下山卓磨

午後 2 時開会・開議

○議長（小豆畑緑君） ただいまから、令和 7 年第 2 回青森地域広域事務組合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は「議事日程第 1 号」により会議を進めます。

日程第 1 諸般の報告

○議長（小豆畑緑君） 日程第 1 「諸般の報告」を行います。

議会運営委員会の安藤英博副委員長から、令和 7 年 8 月 31 日付をもって議会運営委員会副委員長を辞任したい旨の願い出があり、本日開催した同委員会において、安藤英博副委員長の辞任が許可されました。

これを受け、同委員会の副委員長の選挙が行われ、今別町議会から選出されております綿谷敏明委員が副委員長に互選されましたので、報告いたします。

日程第 2 会議録署名議員の指名

○議長（小豆畑緑君） 日程第 2 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 73 条の規定により、3 番小熊ひと美議員及び 6 番柳谷隆男議員の 2 名を指名いたします。

日程第 3 会期の決定

○議長（小豆畑緑君） 日程第 3 「会期の決定」を議題といたします。

○議長（小豆畑緑君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日 1 日といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小豆畑緑君） 御異議なしと認めます。

よって会期は、本日 1 日と決定いたしました。

日程第 4 議案第 7 号 令和 7 年度青森地域広域事務組合一般会計補正予算（第 1 号）

日程第 5 議案第 8 号 決算の認定について（令和 6 年度度青森地域広域事務組合一般会計歳入歳出決算）

日程第 6 議案第 9 号 青森地域広域事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について青森地域広域事務組合に青森市の条例を準用する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小豆畑緑君） 日程第 4 議案第 7 号「令和 7 年度青森地域広域事務組合一般会計補正予算」から、日程第 6 議案第 9 号「青森地域広域事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」までの計 3 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者西青森市長。

〔管理者西秀記君登壇〕

○管理者（西秀記君）

令和7年第2回青森地域広域事務組合議会定例会の開会に当たり、提出いたしました議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず、議案第7号令和7年度青森地域広域事務組合一般会計補正予算につきまして、御説明申し上げます。

今回の補正予算は、消防本部に係る経費等の増額のほか、令和6年度決算に係る剰余金に連動して、構成市町村の分担金及び負担金、繰越金、諸収入等について所要の調整を行うものであります。

歳出の主な内容についてであります。消防費のうち、青森消防費につきましては、衛星携帯電話及びJアラートの更新に係る経費として、568万9000円を増額補正するほか、各消防署の維持修繕等に係る経費として、2899万6000円を増額補正するものであります。

青森市消防団運営費につきましては、青森消防団第六分団と造道福祉館の合築に伴う消防分負担金として、3953万7000円を増額補正するものであります。

歳入の主な内容についてであります。令和6年度一般会計処理に伴う繰越金を計上したほか、調整分や歳出補正に連動する財源を見込んだ結果、分担金及び負担金につきましては1億7703万5000円の減額補正、繰越金につきましては2億208万4000円を増額補正、諸収入につきましては2556万7000円を増額補正、組合債につきましては2900万円の増額補正となるものであります。

これらの結果、7961万6000円を増額補正となり、これを加えました一般会計予算総額は、65億4980万7000円となる次第であります。

次に、議案第8号決算の認定につきましては、令和6年度青森地域広域事務組合一般会計歳入歳出決算の認定を求めるものであります。その詳細につきましては、会計管理者から御説明させたいと存じます。

次に、条例案について御説明申し上げます。

議案第9号青森地域広域事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、人事院規則及び消防組織法に規定される消防庁長官の助言に基づき、感染症等作業手当及び緊急消防援助隊等手当を支給する等のため、条例を改正しようとして提案するものであります。

以上、提出いたしました議案の概要を御説明申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴い、それぞれ御説明いたしますので、慎重御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

私からは以上でございます。

○議長（小豆畑緑君） 次に、令和6年度青森地域広域事務組合一般会計歳入歳出決算について説明を求めます。齋藤会計管理者。

〔会計管理者齋藤賢剛君登壇〕

○会計管理者（齋藤賢剛君） 令和6年度青森地域広域事務組合一般会計の歳入・歳出決算について、その概要を御説明申し上げます。

令和6年度の青森地域広域事務組合の予算は、最少の経費で最大の効果を挙げるという財政運営の基本原則に則り、可能な限り経費の節減、合理化を図りつつ、効果的な広域行政の展開と運営ができるよう、限りある財源の効率的な配分に留意し、編成したものであります。

この予算の執行に当たりましては、法令及び予算の定めるところに従い、厳正な審査と綿密な資金計画のもとに執行致しました。

それでは、決算の概要につきまして、御説明申し上げます。

当初予算額は、前年度に比較して4.87%増の62億3688万余円でありましたが、その後、平成23年度及び平成25年度に契約した、消防・救急無線デジタル化整備事業について、契約業者の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定に違反する行為が確定し、契約約款に定める賠償金の支払いを受けたことから、所要の調整を行うなど5億622万余円を増額補正し、更に、前年度からの繰越額として、消防合同庁舎の冷房設備改修工事に係る消防署施設管理事業など2事業の3832万余円を加えた結果、歳入・歳出予算現額は、67億8143万余円となりました。

これに対しまして、決算額は、歳入が、前年度に比較して3.93%増の64億8376万余円、歳出が、前年度に比較して4.61%増の62億7775万余円となり、歳入・歳出差引2億601万余円となりましたが、これから消防車両整備事業など二の繰越事業に係る翌年度へ繰り越すべき財源393万円を差し引いた実質収支額は、2億208万余円となりました。

次に、歳入・歳出の主な内容について御説明申し上げます。

まず、歳入についてであります。分担金及び負担金は、54億3120万余円で、前年度に比較して4.12%の増となっており、これは、主として、消防費分担金の増によるものであります。

使用料及び手数料は、874万余円で、前年度に比較して2.34%の増となっており、これは、主として、衛生使用料の増によるものであります。

県支出金は、1813万余円で、前年度に比較して2.96%の減となっており、これは、青森県新型コロナウイルス感染症対策設備等整備事業費補助金の減によるものであります。

財産収入は、746万余円で、前年度に比較して33.09%の減となっており、これは、主として、建物貸付収入の減によるものであります。

繰越金は、2億3781万余円で、前年度に比較して21.37%の減となっております。

諸収入は、6億7110万余円で、前年度に比較して100.21%の増となっており、これは、主として、消防・救急無線デジタル化整備事業に係る賠償金の支払いを受けたことによるものであります。

組合債は、1億930万円で、前年度に比較して67.75%の減となっており、これは、主として、消防車両整備事業に係る組合債発行額の減によるものであります。

次に、歳出についてであります。議会費は、35万余円で、前年度に比較して20.85%の減となっており、これは、主として、議会開催回数の減に伴う費用弁償の減によるものであります。

総務費は、1億5913万余円で、前年度に比較して4.34%の増となっており、これは、主と

して、消防・救急無線デジタル化整備事業に係る賠償金の支払いを受けたことにより過大交付となった国庫補助金の返還によるものであります。

民生費は、8118万余円で、前年度に比較して7.21%の増となっており、これは、主として、人事異動に伴う人件費の増によるものであります。

衛生費は、5億5763万余円で、前年度に比較して0.62%の増となっており、これは、主として、今別地区斎場空調設備更新工事に伴う工事請負費の増によるものであります。

消防費は、49億6732万余円で、前年度に比較して0.36%の増となっており、これは、主として、消防合同庁舎の冷房設備改修工事費の増によるものであります。

公債費は、5億1211万余円で、前年度に比較して90.78%の増となっており、これは、主として、消防・救急無線デジタル化整備事業に係る賠償金の支払いを受けたことにより過充当となった組合債の繰上償還によるものであります。

以上、令和6年度青森地域広域事務組合一般会計の歳入・歳出決算の概要を御説明申し上げますが、慎重御審議の上、御認定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小豆畑緑君） 質疑及び討論については、通告がありませんでした。

これより採決いたします。

まず、議案第7号について採決いたします。

議案第7号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小豆畑緑君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第7号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号について採決いたします。

議案第8号については、認定と決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小豆畑緑君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第8号については、認定と決しました。

次に、議案第9号について、採決いたします。

議案第9号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小豆畑緑君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第9号については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第10号 監査委員の選任について

○議長（小豆畑緑君） 日程第7議案第10号「監査委員の選任について」を議題といたします。

本件については、地方自治法第117条の規定により、6番柳谷隆男議員の退席を求めます。

〔議員柳谷隆男君退場〕

提案理由の説明を求めます。管理者西青森市長。

〔管理者西秀記君登壇〕

○管理者（西秀記君） 議案第10号監査委員の選任につきまして、御説明申し上げます。

青森地域広域事務組合同規約第12条第2項の規定により、組合議員のうちから選任することになっております監査委員につきまして、令和5年第2回青森地域広域事務組合同議会定例会において御同意をいただき選任いたしました監査委員乳井巖公氏は、去る8月31日をもって辞任いたしました。

そこで、この後任につきまして慎重に検討いたしました結果、柳谷隆男氏が適任と認められますので選任いたしたいと存じます。

なお、同氏の経歴につきましては、お手元の資料のとおりであります。

何卒、御同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（小豆畑緑君） 質疑及び討論については、通告がありませんでした。

これより採決いたします。

議案第10号については、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小豆畑緑君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第10号については、同意することに決しました。

6番柳谷隆男議員の入場を求めます。

〔議員柳谷隆男君入場〕

日程第8 一般質問

○議長（小豆畑緑君） 日程第8「一般質問」を行います。

順次、質問を許します。

3番小熊ひと美議員。

〔議員小熊ひと美君登壇〕

○3番（小熊ひと美） 3番、青森市議会立憲民主社民会派小熊ひと美です。広域管内のP F A S含有の泡消火剤の状況について質問いたします。

今、国内の水道水、地下水、川の水などから発がん性など人体への影響が指摘されるP F A S、P F O A、P F O Sの検出が相次いでいます。

P F A Sとは有機フッ素化合物の総称です。

環境中に放出されるとなかなか分解されず半永久的に蓄積されることから永遠の化学物質とも呼ばれています。

環境省によればP F A Sの健康への被害として肝臓障害、出生児の低体重、コレステロール値の上昇、発がん性、免疫系への影響などが疑われています。

日本では1万種以上あるとされる有機フッ素化合物P F A Sのうち特に人体への影響があるとされるP F O Sという種類は2010年から、同じくP F O Aは2021年からすでに製造と輸入が禁止となっています。

しかし、分解されずに環境中に残ったP F A Sは土壌へ浸透し、やがて水道水、河川、地下水にも混入する恐れがあるとして厚生労働省と環境省は2020年に水道水、河川、地下水中

のPFOS及びPFOAを合計した暫定指針を1リットル当たり50ナノグラム決めました。
ナノグラムとは10億分の1グラムという非常に小さい単位です。

PFA Sには水や油を弾く撥水性、撥油性、そして熱に強いという性質があります。

私たちが滑りがよいという特質から、これまで便利に使ってきたテフロン加工のフライパンや炊飯器の内側などのコーティング、撥水加工のスポーツウエア、ハンバーガーなどの包み紙、化粧品のファンデーションなどの日用品のほか自動車塗装、各種機器の表面保護、半導体の反射防止剤など幅広い製品に使われてきました。

また、消防で使う泡消火剤にも界面活性剤としてPFA Sが使用され、大型ビルや空港、米軍や自衛隊などでも使用が問題となってきました。

国内では9年前の2016年に沖縄県で初めてPFA Sが検出されました。

汚染源は近くの米軍嘉手納基地での泡消火剤の流出とされ、その後全国各地の米軍基地で泡消火剤によるPFA Sの流出が判明しています。

産業廃棄物も問題になっています。

岡山県吉備中央町では、浄水場近くに長く放置された産廃の中に、使用済活性炭に吸着したPFA Sが流れ出て、町内の水道水から国の暫定指針の28倍の高濃度のPFOAが検出されました。

青森県内でも今年5月、八戸市で産廃の不法投棄の跡地付近の地下水から国の指針の10倍を超える1リットル当たり540ナノグラムという高濃度のPFA Sが検出されました。

泡消火剤については、2022年に米軍三沢基地から消火訓練に使った泡消火剤が流出する事故が起きています。

青森県の発表では三沢基地の東側の五川目堤では、国の暫定指針の15倍以上の760ナノグラム、西側の天狗森ため池では国の指針を超える高濃度の検出がありました。

三沢市では今のところ、基地の外の水道水の汚染は見つかっていません。

しかし、基地の中の水道水からは1リットル当たり70.3ナノグラムという国の指針を超える汚染が判明しています。

2024年の環境省の調査では、PFA Sの一種PFOSとPFOAを含む泡消火剤は全国で209万リットルが確認されています。

青森空港と自衛隊青森駐屯地ではPFA Sを含む泡消火剤はすでに交換処分されていることを5月に私が確認いたしました。

では、青森地域広域管内での消防関係ではどのような状況でしょうか。

お尋ねします。消防署が把握している消防本部及び青森地域広域管内の民間の事業者が保有するPFA Sを含む消火薬剤の状況をお示してください。

檀上からの質問は以上です。御清聴ありがとうございました。

○議長（小豆畑緑君） 答弁を求めます。村上消防長。

〔消防長村上靖君登壇〕

○消防長（村上靖君） 小熊議員からの消防本部及び青森地域広域事務組合管内の事業所が保有するPFA Sを含む消火薬剤の状況についての御質問にお答えいたします。

PFA Sとは有機フッ素化合物を含む人工的な化学物質の一群を指す総称であり、代表

的なものとして、PFOSやPFOAなどの物質が挙げられます。

その特徴といたしましては、PFASの中には撥水・撥油性、熱的及び化学的な安定性を示すものがあることから、幅広い用途で使用されている一方、近年は人体や環境への悪影響が指摘され、PFASの中でもPFOSについては2010年に、また、PFOAについては2021年に、それぞれ化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の規制対象となり、製造、輸入等が原則禁止となったほか、使用におきましても緊急時の消火活動等、特定の用途以外での使用は認められていないものであります。

PFASを含む消火薬剤につきましては、油火災への強い消火性能や耐油性があることから、危険物火災などの通常の放水では消火困難である特殊な火災に対応するため、広く用いられてきたところであります。

当消防本部におきましては、石油コンビナート火災やタンクローリー火災等の油成分が関係する特殊火災に対応するため、PFASの中でもPFOAを含む消火薬剤を保有しており、その量は令和7年9月1日現在で10550リットルとなっております。

なお、当消防本部が保有しております消火薬剤につきましては、製造過程の副生成物として生じるPFOAが含まれているものの、微量であることから化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の規制対象外となっており、現在でも販売・使用が可能な製品となっております。

また、青森地域広域事務組合管内の事業所におきまして、PFASの中でもPFOSが含まれる消火薬剤を泡消火設備の薬剤として設置している事業所につきましては、立体駐車場が9施設、ガソリンスタンドが15施設、合計24施設となっており、その薬剤量は合計約5100リットルとなっております。

○議長（小豆畑緑君） 3番小熊議員。

○3番（小熊ひと美） 御答弁ありがとうございます。青森消防本部ではPFASを含む消火薬剤の量は、消防署の保有が10550リットル、管内の民間の事業所の保有は立体駐車場が9施設、ガソリンスタンドが14施設です。

薬剤の量は約5100リットル、消防と民間を合計すると管内の泡消火剤の保有量は15650リットルということになるかと思います。

では、消防本部が持っているPFASを含む消火剤、いわゆる泡消火剤の使い道を教えてください。

○議長（小豆畑緑君） 答弁を求めます。村上消防長。

○消防長（村上靖君） 小熊議員からの消火薬剤の使用方法についての再度の御質問にお答えいたします。

当消防本部で保有しております消火薬剤につきましては、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の規制対象外ではありますが、微量とはいえPFOAが含まれておりますことから環境への影響を考慮し、その使用につきましては石油コンビナート火災や、タンクローリー火災のような、当該消火薬剤を用いなければ消火できない、大規模な油火災発生時の消火活動に使用を限定しているところであります。

なお、当該消火薬剤を消火活動で使用した場合には、環境省からの「水質汚濁防止法に基

づく指定物質に係る対応」に関する通知に基づき、日時、場所、使用量等につきまして、関係機関へ情報提供することとしております。

○議長（小豆畑緑君） 3番小熊議員。

○3番（小熊ひと美君） ありがとうございます。石油コンビナートやタンクローリーなど大規模な油火災発生の際に使うということでした。

聞き取りの際、管内では青森市沖館にある石油の備蓄タンクの火災に対応するとお聞きしました。

万が一、泡消火剤を使用した場合は、関係機関へ情報提供をすると、こういうことでございました。

P F A Sの入った泡消火剤については、まだ規制の対象とはなっていませんので石油関連の大きな火災が起きたら使わざるを得ませんが、一度P F A Sが流出して汚染されると、もう環境は元には戻りません。

石油タンクやタンクローリーの火災が起きないことを願うばかりです。

では、お尋ねします。事業所が保有するP F A Sを含む泡消火剤の適正な取り扱いに関して、消防本部はどのように周知をしているのでしょうか。

○議長（小豆畑緑君） 答弁を求めます。村上消防長

○消防長（村上靖君） 小熊議員からの消防本部が行っている周知についての再度の御質問にお答えいたします。

当消防本部では、P F A Sの中でもP F O Sを含有した消火剤を保有している24の事業所に対しまして、環境省及び総務省消防庁が作成したリーフレットにより、適切な取り扱い及び処理につきまして周知するとともに、消防本部に来庁する消防設備点検業者に対しましても、消防用設備の点検等の機会を捉え、P F O Sを含む消火剤をP F O Sを含まない代替製品へ、切替えを進めていただくよう働きかけているところであります。

○議長（小豆畑緑君） 3番小熊議員。

○3番（小熊ひと美君） 国が作成したリーフレットを活用して周知しているということでした。

また、事業者に対しては薬剤交換の際にP F A Sを含まない代替製品への切替えを働きかけるということでした。

お聞きしたところ、家庭用などの粉末消火器にはP F A Sを含んだ消火剤は使われていないということでした。

いずれにしても、P F A Sを含む泡消火剤の危険性とその適正な取り扱い及びP F A Sを含まない薬剤への切替えについて、民間の事業者を含め広く周知していただきたいと思えます。

これからも、P F A Sを含まない代替品の情報収集、これを継続してお願いいたします。以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小豆畑緑君） 次に、15番木下靖議員。

〔議員木下靖君登壇〕

○15番（木下靖君） 15番、青森市議会木下靖です。通告に従い一般質問を行います。

青森市では、毎年6月消防団員の規律、装備を点検実施することにより、志気の高揚と指揮能力を錬成し、消防技術の向上を図り、もって消防使命の完遂に資することを目的とした青森市消防団合同観閲式が開催されています。

加えて近年は、青森市青森消防団新町パレードが開催されていますが、この新町パレードが開催されるに至った経緯をお示してください。

○議長（小豆畑緑君） 答弁を求めます。村上消防長。

○消防長（村上靖君） 木下議員からの青森市青森消防団新町パレードを実施する至った経緯についての御質問にお答えいたします。

青森市青森消防団新町パレード——以下、パレードと答弁させていただきます——につきましては、例年8月に青森市新町商店街振興組合が主催する新町ふれあい広場の開催に併せ新町通りにおきまして、消防団員約500人、車両20台が参加し、まとい振りやはしご乗り、徒歩分列行進・車両分列行進を披露しているところであります。

このパレードにつきましては、日夜、防災活動に御尽力いただいている消防団員の勇姿を来賓の皆様や、消防団員の御家族及び広く市民に披露し、その士気を高めるとともに、地域に密着した防災機関である消防団への理解を深めていただくことを目的に実施しているものであります。

木下議員お尋ねのパレード実施の経緯につきましては、平成24年度に当時の青森市議会議員から、地域防災の要である消防団の日頃の訓練の成果、統率力や結束力を、市内中心部において披露し、消防団の魅力を、広く市民へ伝えるべきではないかという助言を受け、消防団幹部会議等において検討を行い開催が決定されたものであり、平成25年度から今日まで、コロナ禍において感染防止の観点から中止とした3年間を除く10年間、継続して実施してきたものであります。

○議長（小豆畑緑君） 15番木下議員。

○15番（木下靖君） 御答弁ありがとうございます。消防団員の有志を来賓や団員の家族及び広く市民に披露して団員の士気を高めるとともに、消防団員への理解を深めるという目的で、平成24年当時の市議会議員からの助言を受け開催に至ったとのことでした。

では、この新町パレード実施に係る経費及び人員についてお知らせください。

○議長（小豆畑緑君） 答弁を求めます。村上消防長。

○消防長（村上靖君） 木下議員からのパレードへの参加団員数及び経費等についての再度の御質問にお答えいたします。

本年、8月24日に開催されましたパレードには青森市青森消防団から461人の消防団員が参加し、その経費額につきましては参加した消防団員への訓練に係る出勤報酬として、1人当たり2千円、合計92万2千円となっております。

また、パレードへ参加いたしました常備消防職員数につきましては、パレードの実施に係る会場設定や来賓案内、進行管理等の運営支援のほか、統監部員として参加いたしました私をはじめとする幹部職員を含み、合計34人が参加したところであります。

○議長（小豆畑緑君） 15番木下議員。

○15番（木下靖君） 今年は8月24日に開催され、消防団員461名が参加され、また、会場

設定や進行管理等のため消防長をはじめとした幹部職員を含む常備消防職員34名が参加されたとのことでした。

8月24日のパレード私も拝見いたしました。

10時20分からまとい振りが始まり、はしご乗り、分列行進が10時50分まで行われました。

この30分間のために団員の皆さんは開始時刻の大分前から新町通り付近に参集、待機していたのだと思います。

言うまでもなく消防団員の皆さんは、本業を持ちながら消防団活動をされている方がほとんどですので、日曜日は貴重な休日という方も多いと思います。

それを半日費やして観閲式という遥かに規模の大きいお披露目の場があるにも関わらず、この新町パレードをあえて実施する意義をいま一度考え直す必要があるのではないのでしょうか。

去る青森市議会第3回定例会予算特別委員会において、もっと多くの議員に見てもらってはどうかとの委員の意見が出されました。

これに対して消防長は、来年度からはすべての議員に案内を送付する旨の意向を示されました。

現在行われている事業をより多くの来賓に見て欲しいという気持ちは理解できますが、その前に現行事業の意義と必要性について消防団員の意見を聞いて検証されることを提案して私の質問を終わります。

○議長（小豆畑緑君） 次に、12番天内慎也議員。

〔議員天内慎也君登壇〕

○12番（天内慎也君） 12番、青森市日本共産党、天内慎也です。通告に従い質問を行います。

私からは常備消防の主な施策として、火災予防対策や防災に対する取り組みについてお聞きします。

いつ起こるかわからない住宅火災、大規模な林野火災、地震や豪雨等に対し、常備消防では救助体制に日々取り組んでいます。

それではお聞きします。消防本部で実施している火災予防対策の主な取り組み内容をお示してください。

壇上からは以上です。御清聴ありがとうございました。

○議長（小豆畑緑君） 答弁を求めます。村上消防長。

○消防長（村上靖君） 天内議員からの火災予防対策の主な取り組み内容についての御質問にお答えいたします。

火災予防対策とは住宅防火対策の推進や、気象状況等に応じて実施する火災予防に関する広報、防火対象物における消防用設備等に関する違反是正指導など、火災発生を未然に防止するため実施する様々な取り組みを総称したものであります。

当消防本部が行っている火災予防対策に係る主な取り組みにつきましては、1つに、火災が発生しやすい気象状況である場合や、火気の取り扱いについての注意喚起を図るため実施している、消防車両による防災広報や防災パトロール、2つに、消防広報紙や消防ホーム

ページ、消防公式SNS「X」を活用した、より幅広い世代の地域住民に向けた火災予防に関する情報の発信、3つに、住宅火災による逃げ遅れをなくするための住宅用火災警報器の設置推進、4つに、地域住民の火災予防に関する意識の高揚を図ることを目的とした、火災予防運動の実施や家族が楽しみながら防火防災を学べる、消防ふれあい広場等、各種イベントの開催、5つに、町内会等が実施する防災訓練に消防職員を派遣し、消火器の使用方法をはじめ住宅用火災警報器の取り扱いや、火災発生時の避難方法等について指導を行う訓練支援、6つに、事業所等の消防用設備等が消防法令に基づき、設置・維持・管理されているか確認する立入検査の実施など様々な取り組みを行っております。

当消防本部では、今後におきましても、これまでの取り組みを継続し地域住民の防火意識の高揚と火災の未然防止に努めてまいります。

○議長（小豆畑緑君） 12番天内議員。

○12番（天内慎也君） それでは再質問をしてみたいです。

答弁にもありましたけれども常備消防では日常から、車両からの広報やパトロールに努めているのをよく目にしています。

それでは再質問します。消防車両での防災広報及び防災パトロールの内容と実施地域についてお示してください。

○議長（小豆畑緑君） 答弁を求めます。村上消防長。

○消防長（村上靖君） 天内議員からの消防車両での防災広報等についての再度の御質問にお答えいたします。

消防車両で実施しております防災広報や防災パトロールの実施区域につきましては、当消防本部の管轄区域全域を対象としており、署所ごとに管轄する区域について、それぞれ実施しているところであります。

その内容といたしましては、平常時では火災等の災害への備えや火気の取り扱いに関する注意喚起等について、また、乾燥や強風等の異常気象時や不審火が多く発生している場合には、屋外における火の取り扱いの注意や周囲に燃えやすい物品を置かないよう呼び掛けるなど、状況に応じて内容を変え、その都度、地域住民に対しまして、必要な情報の周知に努めているものであります。

○議長（小豆畑緑君） 12番天内議員。

○12番（天内慎也君） 答弁ではパトロールは、各消防署の管轄で実施しているということと、取り組みとしては火の取り扱いの方法や燃えやすいものを置かないということだと思えます。

次ですけれども、市内の町会・町内会では、年1回青森市総務部危機管理課の職員または、消防職員の方に来ていただいて、防災訓練の指導をしてもらっております。

それではお聞きします。消防職員を派遣して行う、町内会等の防災訓練の内容について示してください。

○議長（小豆畑緑君） 答弁を求めます。村上消防長。

○消防長（村上靖君） 天内議員からの消防職員を派遣して行う防災訓練の内容についての再度の御質問にお答えいたします。

町内会等に職員を派遣して行っております防災訓練の内容につきましては、1つに、地震体験車により過去の大きな地震や、今後発生が危惧されている、大きな地震の揺れを体験する地震体験、2つに、火災時の煙の影響や避難の難しさを体験する煙体験、3つに、初期消火の重要性や、消火器の取り扱い方法を習得する消火器取扱訓練、4つに、出火原因や火気の取り扱い、万が一火災が発生した場合の対応などを学べる防火講話などとなっております。

○議長（小豆畑緑君） 12番天内議員。

○12番（天内慎也君） 今の答弁のとおり全部が大切な内容で、このことが定期的に繰り返す必要があると思っております。

私の周りでは、特に関心が高いのは地震体験車です。この地震体験車が、予約をしても当日来なかった時もありました。聞いたところでは、非常に人気があるとのこと。

そこでお聞きします。最後の質問は、過去2年間の地震体験車の派遣回数と地震体験車を派遣できない場合の要件についてお示してください。

○議長（小豆畑緑君） 答弁を求めます。村上消防長。

○消防長（村上靖君） 天内議員からの地震体験車の派遣回数と派遣できない場合の要件についての再度の御質問にお答えいたします。

当消防本部で導入しております地震体験車につきましては、令和6年4月に運用を開始し、様々な訓練やイベント等に派遣しており、その回数につきましては令和6年は40回、令和7年は9月15日現在で18回となっております。

地震体験車を派遣できない場合の要件につきましては、1つに、当該車両の地震体験室等には精密機械が搭載されており、雨天時には、この部分に雨水が侵入し故障や不具合の発生に繋がる可能性があること、2つに、当該車両は、地震体験室に強い揺れを発生させる構造となっており、その使用にあっては事故防止の観点から、強固な地盤上での操作が必要となること、以上2点の理由から雨天時及び冬季間は使用しないこととしており、派遣についてもお断りしている状況であります。

なお、訓練関係者に対しては、車両派遣について依頼を受けた際に、この旨をお伝えしており、御理解を得た上で派遣の調整を行っているものであります。

○議長（小豆畑緑君） 12番天内議員。

○12番（天内慎也君） 最後、要望ですけれども、今後とも消防職員の皆様には防災訓練で御指導をいただきながら、地域の防災力の向上に努めていただくことをお願いして質問を終わります。

○議長（小豆畑緑君） 次に、7番工藤夕介議員。

〔議員工藤夕介君登壇〕

○7番（工藤夕介君） 7番、青森市議会公明党、工藤夕介でございます。通告に従いまして一般質問をいたします。

質問は、消防団についてでございます。

消防組織法に基づき、それぞれの市町村に設置され重要な役割を担う消防機関が消防団であります。

消防団は地域における消防防災のリーダーとして平常時、非常時を問わず、その地域に密着し住民の安心と安全を守るといふ、なくてはならない存在であります。

消防団の活躍が取り分け広く注目を集めたところでは、1995年の阪神淡路大震災において消防団が消火活動、要救助者の検索、救助活動、給水活動、危険箇所の警戒活動など幅広い活動に従事、特に日頃地域に密着した活動の経験を活かして、倒壊家屋から多くの人々を救出した活躍には目覚ましいものがございました。

今後想定される大災害に備える点からも地域密着性、大きな動員力を有する消防団の人材確保はとても大事であります。

そこでお伺いたしますが、青森市における消防団員の入団促進に係る取り組みについてお示しください。

質問は以上でございます。御清聴ありがとうございます。

○議長（小豆畑緑君） 答弁を求めます。村上消防長。

○消防長（村上靖君） 工藤議員からの青森市における消防団員の入団促進に係る取り組みについての御質問にお答えいたします。

消防団は地域に密着した長い歴史と伝統に培われた消防機関であり、その活動は消防本部及び消防署、いわゆる常備消防との相互補完的な役割を果たしております。

特に、消防団員の方々には自ら生業を持ちながら、地域住民の生命・身体・財産を守るといふ高い志のもと、日夜、献身的に御尽力をいただいているところであります。

しかしながら、近年の少子高齢化や人口減少、また、勤労形態の多様化等の理由により、地域防災を担う消防団員の数は減少傾向にあり、その確保は、全国的な課題となっているところであります。

工藤議員お尋ねの青森市における消防団の入団促進に関する取り組みにつきましては、1つに、平成20年度に青森市消防団協力事業所表示制度を導入したこと、2つに、平成29年度に青森市学生消防団活動認証制度を導入したこと、3つに、令和4年度に年額報酬や出動報酬等の金額を総務省消防庁で示した金額まで引き上げたこと、4つに、令和5年度に青森市消防団員休団制度を導入したことなど、入団促進や処遇改善に係る各種制度を整備したほか、消防団の魅力を発信する取り組みといたしまして、1つに、観閲式などの行事实施による日ごろの訓練の成果の市民への披露、2つに、地元のプロサッカーチームであるラインメール青森と連携した、試合前のオープニングセレモニーにおける消防団の伝統技能である梯子乗りや、まとい振りの披露、3つに、各種イベント開催時における展示ブースの設置などを行ってきたところでございます。

また、今年度は特に、10月に神奈川県横浜市で開催される全国女性消防操法大会に、青森市青森消防団青桜分団が参加いたしますことから、報道機関を通じ女性消防団員による消防ポンプ操法を披露するなど、様々な機会を捉え消防団の魅力について広く市民に発信しているところであります。

○議長（小豆畑緑君） 工藤夕介議員。

○12番（工藤夕介君） 御答弁ありがとうございます。観閲式やプロサッカーチームのオープニングセレモニー、各種イベントで啓蒙活動をなさっておられるとのことでございます。

た。

さらに、来月開催の横浜市での全国女性消防操法大会での御活躍を通じての発信もなさるとのことでした。

只今御答弁にございました女性の方の消防団参加、これは近年増加傾向にあるということでありまして、特にひとり暮らし高齢者のお宅への防火訪問、応急手当の普及指導などにおいて、御活躍をなさっておられるそうで、こちらも大事な見守り活動の役割も担っておられ、大変心強い存在にもなっておられるということでした。

担い手の裾野を広げる取り組み、全国各地共通の重要課題でございますが、ひとつ事例を述べますけれど、徳島県の事例でございますが、すべての公立高校に防災クラブというのを設置しているそうです。

ちなみに徳島県は公立高校が36校、県庁所在地の徳島市は公立高校が9校あるとのことでした。

この防災クラブがですね、起点となりまして、社会人になってから消防団に入団なさるOBの方が結構多くいらっしゃるということでした。

ちなみに青森県でございますが、公立高校が46校、青森市は10校ございますけれど、断片的数字ではございますが、青森市と徳島市の高等学校の生徒さんの現時点での人数は、ほぼ同数の約7600人ということですね、両市とも概ね同規模でありましたので、この事例を単純ではございますが、当てはめると非常に明るい兆しを感じた次第でございます。

本市におきましても、継続しての人材確保、取り組みに加えまして、新たな取り組みをも御検討いただければ模範的な取り組みを構築できるものと確信をしております。

今後の関係各位皆様方の活動推進に大きな御期待を申し上げまして私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小豆畑緑君） 次に、8番万徳なお子議員。

〔議員万徳なお子君登壇〕

○8番（万徳なお子君） 青森市議会共産党、万徳なお子です。

あおひらクリーンセンターについてお尋ねします。

し尿処理施設のあおひらクリーンセンターは市民の暮らしにとって欠かせない重要な施設です。施設は近代的な建物で内部は精密機械が数多く設置してあり、まさにクリーンです。

建ってから20数年経過したとお聞きしましたが、長寿命化のための整備方針についてお示してください。

○議長（小豆畑緑君） 答弁を求めます。中村事務局長。

○事務局長（中村敦君） 万徳議員のあおひらクリーンセンターの長寿命化についての御質問にお答えいたします。

青森地域広域事務組合が所管いたします、あおひらクリーンセンターは、青森市及び平内町における下水道施設が整備されていない地域のし尿及び浄化槽汚泥を処理する一般廃棄物処理施設として、平成12年4月から稼働しており、し尿等の処理対象人口は令和6年3月31日時点におきまして、青森市及び平内町の総人口約27万8千人のうち約28%にあたる約

7万9千人となっております。

本施設の運用に当たりましては、これまでの間、設備の定期的な点検や補修等を行いながら適正管理に努めておりますが、令和5年度に施設の機能診断を目的とした精密機能検査業務を実施し、し尿処理機能を確認するとともに建物・機械設備の劣化状況等について調査を行ったところです。

この調査結果といたしましては、し尿及び浄化槽汚泥を処理する機能については、特に支障は認められなかったものの、稼働年数の長い設備が多く故障リスクが高まっていることから、中長期的な施設整備方針について検討する必要があると整理されたところです。

本組合といたしましては、このことを踏まえまして、本施設の延命化を図り、より効率的・安定的な運営を継続するため、関係市町村と連携を図りながら長寿命化に係る検討を進めることとし、今後、本施設の現状と課題、また、財源となる交付金制度及び設備の改良範囲など、基本的事項を整理し、整備方針として取りまとめ、長寿命化を進めることとしております。

○議長（小豆畑緑君） 8番万徳議員。

○8番（万徳なお子君） 再質問いたします。災害で避難生活を強いられた時など、食事とともにトイレの問題がクローズアップされます。

仮に、あおひらクリーンセンターが被災して機能が果たせなくなったとすれば、市民生活に大変な影響がでると思うんですが、災害時の対応についてお示してください。

○議長（小豆畑緑君） 答弁を求めます。中村事務局長。

○事務局長（中村敦君） 万徳議員のあおひらクリーンセンターの災害時の対応についての再質問にお答えいたします。

災害等が発生した場合、あおひらクリーンセンターでは青森市が作成しております、青森市地域防災計画に準じてその災害の度合いに応じた緊急配備の体制を取り、当センターのし尿処理機能を維持するよう人員を配置する計画となっており、被災エリアからのし尿等の受入れが滞らないよう施設の機能維持に努めてまいることとしております。

○議長（小豆畑緑君） 8番万徳議員。

○8番（万徳なお子君） 最後にもうひとつお尋ねしますが、環境省から世界的なリン不足に対応して、し尿浄化槽汚泥からリン資源回収の重要性が指摘され、国として支援制度を設けていると聞きます。

環境省のパンフレットでは一部このような書き出しから始まっているんですが、世界的なリン資源の需要と価格が不安定化を増す中、我が国は生活及び産業に不可欠なリン資源を全量輸入に頼っており、資源確保の観点からも廃棄物からもリンのリサイクルが求められています。し尿浄化槽汚泥処理施設には比較的高濃度のリンが流入しており、リンの回収が可能です。そこで環境省は、これらの処理施設におけるリン回収の導入を支援していますということですが、あおひらクリーンセンターはリンの資源化設備の検討をされているのかお示してください。

○議長（小豆畑緑君） 答弁を求めます。中村事務局長。

○事務局長（中村敦君） 万徳議員のあおひらクリーンセンターでのリンの回収についての

再質問にお答えいたします。

あおひらクリーンセンターは、リンを回収する機能を有しておらず、現在計画しております、あおひらクリーンセンターの長寿命化につきましては、既存施設の老朽化した設備機器等を更新することで、施設の省エネルギー化と延命化を図ることを目的としております。

従いまして、リンを回収する機能を本センターに付加することにつきましては、新たにプラントを増設するなど更なる設備機器の増設を必要とし、事業費が増大することになりますことから、現段階におきましては、リンを回収する機能を増設することについては考えておりません。

○議長（小豆畑緑君） 8番万徳議員。

○8番（万徳なお子君） 費用がかかるという御答弁でしたが、環境省は支援制度として交付金を出すわけですね、その要件をちなみに申し上げますと機械的設備改修事業でリン回収設備を整備した場合、CO₂の削減率により3分の1または、2分の1と言っているのです、是非前向きに検討していただくよう要望して私の質問を終わります。

○議長（小豆畑緑君） これにて一般質問を終結いたします。

日程第9 議会運営委員会の所管事務の継続審査について

○議長（小豆畑緑君） 日程第9「議会運営委員会の所管事務の継続審査について」を議題といたします。

本件については、議会運営委員長から会議規則第95条の規定により、お手元に配付しております申出書のとおり、所管事務について審査終了まで閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

本件については、議会運営委員長からの申し出のとおり、所管事務について審査終了まで閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小豆畑緑君） 御異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長からの申し出のとおり、所管事務について審査終了まで閉会中の継続審査に付することに決しました。

日程第10 報告第6号 専決処分の報告について

日程第11 青広監報告第3号 例月出納検査報告について

○議長（小豆畑緑君） 日程第10報告第6号「専決処分の報告について」及び日程第11青広監報告第3号「例月出納検査報告について」は、配付いたしております報告書のとおり報告がありました。

○議長（小豆畑緑君） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

閉 会

○議長（小豆畑緑君） これにて、令和7年第2回青森地域広域事務組合議会定例会を閉会いたします。

午後3時11分閉会

署名

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

青森地域広域事務組合議会

議長 小豆畑 緑

議員 小 熊 ひと美

議員 柳 谷 隆 男